



# 給与の買取りを

(給与ファクタリング)

うたった

# 違法なヤミ金融に

# 注意しましょう!



給与債権の買取りを偽装して、法外な利息で金銭を貸し付けます。家族や勤務先へのしつこい電話、大声での恫喝等で返済を迫ります。

## 事例

「給与の前借り」「即日現金を入金」とうたって、無登録の貸金業者から15万円を借り入れ、うち5万円を手数料と称して差引かれた。また、返済日の遅延を申し込んだところ、1日1万円の遅延損害金を請求されるとともに、支払わなければ会社や家族にばらすと脅された。

## POINT

「給与ファクタリング」などと称して、給与債権の買取りを偽装してお金を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は貸金業に該当します。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら裏面の相談窓口にご連絡ください。

「ヤミ金融」・・・国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けていない違法な業者(無登録業者)のことをいいます。



東京都 東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会



# SNS等を通じた 個人間融資に 注意しましょう!



個人を装ったヤミ金融業者がSNS等を通じて違法な高金利の貸付けを行います。また、SNS等で提供した個人情報その他の犯罪に悪用される危険性があります。

## 事例



インターネットのサイトで「融資してくれる人求む」と投稿したところ、メールで連絡があった。そこで80万円の融資を申し込むと、「あなたの信頼度を確認するので、8万円を先に振り込んでください。」と言われた。相手の指定した口座に8万円を振り込んだが、融資が行われない。

## POINT

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、「貸金業」に該当します。貸金業を営むには、国または都道府県の登録を受ける必要があります。
- 無登録で不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金を貸します」などと書き込んで契約の締結を勧めることは、貸金業法において禁止されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること」に該当する恐れがあります。

### ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

☎03-5320-4775

財務省関東財務局東京財務事務所  
☎03-5842-7015

警視庁総合相談センター  
☎#9110または03-3501-0110  
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

日本貸金業協会貸金業  
相談・紛争解決センター  
☎0570-051-051

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、東京都産業労働局のHPでも確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/> ▶



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用